

(介護予防)通所リハビリテーション重要事項説明書

(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、当事業所が利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

(1) 事業所の概要

事業者の名称	医療法人社団 盈進会
主たる事務所の所在地	静岡市葵区本通西町39番地
代表者名	理事長 岡 慎一郎
電話番号	054-255-5514

(2) 事業所の概要

事業所の名称	つどいのおかクリニック通所リハビリテーション
指定番号	2214221209
所在地	静岡市葵区本通西町39番地
電話番号	054-270-5660
建物及び居室	つどいのおかクリニック 3階

(3) 営業日・サービス提供時間・営業時間

営業日	月曜日～金曜日	休業日	土・日曜日、祝日 (クリニック休診日)
サービス提供時間	8:40～13:30		
営業時間	8:30～17:30		

(4) 職員体制

職 種	人 員
医師	1名
理学療法士 作業療法士 看護師 (看護職員)	1名以上
介護福祉士その他の介護職員	1名以上

2. 事業の目的と運営方針

(1) 目的

疾病又は負傷等により自立した日常生活を営むことができない、またはできなくなる恐れがある方とそのご家族が、自立した生活を取り戻し、その人らしい生活を自分が主体的に送れるように、その想いを尊重し健康増進や介護予防（重度化の予防を含む）を無理なく継続して取り組める場とサポートを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

利用者等の心身の特性をふまえ、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

3. 利用定員

(介護予防)通所リハビリテーションの各単位の利用定員は

- | | | |
|---|---------------|---------------------|
| ① | 8時40分～ 9時50分 | 5名 |
| ② | 10時00分～12時10分 | 10名 |
| ③ | 12時20分～13時30分 | (月・火・木・金) 7名 (水) 5名 |

4. 対象者

介護保険被保険者証をお持ちで、要支援1・2、要介護1～5に認定された方

5. 利用料金

(1) 利用料金として介護保険法に規定する在宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払を利用者から受けるものとします。(別紙参照：料金表)

(2) その他の利用料(消費税を含む額)

(3) キャンセル料金

- | | | |
|---|----------------------------|-------------------|
| ① | ご利用日の前営業日までにご連絡いただいた場合 | 無料 |
| ② | ご利用日の当日送迎1時間前までにご連絡がなかった場合 | キャンセル料を頂く場合があります。 |

但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

キャンセルされる場合は、事業所(054-270-5660)までご連絡ください。

(4) 利用料金のお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月20日までに送付、または、ご利用日にお渡しいたします。翌月27日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

(預金口座振替の場合、27日が引落となります。27日が金融機関休業の場合は翌営業日となります。)

入金確認後、領収書を発行します。

6. (介護予防)通所リハビリテーションサービス

- ① 当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたり、医師などの従業者が診療又は運動機能検査等をもとに、共同して利用者の心身状況、ご希望及びその置かれている環境に合わせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容を記載したリハビリテーション実施計画を作成します。
- ② このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。
- ③ このサービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ④ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。
- ⑤ サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するようにいたします。

7. 非常災害対策

- ① 地震・風水害等の災害、その他事業所の期すべからざる事由により（介護予防）通所リハビリテーションサービスの実施ができなくなった場合は、事業所は利用者に対して当該サービスを実施すべき義務を負いません。
- ② 利用中に非常災害が発生した場合は、当該事業所の災害時避難計画に従い、迅速かつ安全な避難誘導を行います。
なお、非常災害に備えるため、避難・救出・その他必要な訓練を定期的に行います。
- ③ 台風などの天候不良時には事業所は利用者及びその家族と相談の上、送迎時間及び利用日の変更またはサービスの提供を中止することがあります。

8. 事故発生時の対応

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに併設医療機関への受診等必要な措置を講じ、ご家族等へ連絡をします。また、必要に応じ、その他の医療機関への受診を行う場合もあります。

9. 緊急時の対応

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供中にご利用者の容態の変化等があった場合は、速やかにご利用者のご家族または緊急連絡先へ連絡します。ただし、病状の重篤な変化が生じ、治療や処置が必要と判断した場合、医療機関へ連絡を行う等の措置を講じます。

10. 施設利用にあたっての留意事項

当施設の利用にあたっての留意事項を次の通りとします。

- ・飲酒、喫煙は禁止します
- ・ライター・マッチの持ち込みは禁止します。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等の際、利用者に弁済義務が生じる場合があります。
- ・金銭・貴重品の管理として、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込みを禁止します。そのほかは原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

11. 個人情報の保護、秘密保持義務

職員又は職員であったものは、職務中に知り得た秘密を洩らしません。ただし、事業所間での情報交換はこれに限るものではありません。(別紙2)

12. 苦情相談窓口

(1) つどいのおかクリニック通所リハビリテーション

苦情受付担当： 杉山 泉

電話番号： 054-270-5660

(2) その他の苦情相談窓口

静岡市介護保険課

TEL 054-221-1202

静岡県国民健康保険団体連合会

TEL 054-253-5590

令和 年 月 日

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供にあたり、重要事項並びに個人情報の利用目的について説明しました。

事業所 所在地 静岡市葵区本通西町39番地
名称 医療法人社団 盈進会
つどいのおかクリニック 通所リハビリテーション

説明者 _____ 印

(予防介護) 通所リハビリテーションサービスに関する重要事項並びに個人情報の利用目的の説明を受け、サービス開始に同意します。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(続柄)

医療法人社団盈進会では、当法人が運営する事業所の利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を定めます。

利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的

1. 事業所内部での利用目的

- (1) 事業所が利用者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 介護サービスの利用に係る当事業所の管理業務のうち次のもの
 - イ 介護サービス提供の開始・終了等の管理
 - ロ 会計、経理
 - ハ 事故等の報告
 - ニ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の事業所等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち次のもの
 - イ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ロ その他の業務委託
 - ハ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ニ 家族への心身の状況説明
- (2) 介護保険事務のうち次のもの
 - イ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ロ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出

上記以外の利用目的

1. 事業所内部での利用に係る利用目的

事業所の管理運営業務のうち次のもの

- イ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ロ 事業所において行われる学生等の実習への協力
- ハ 事業所において行われる事例研究

2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

事業所の管理運営業務のうち次のもの

- イ 外部監査及び評価機関への情報提供
- ロ 研究会等での事例研究